

平成30年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成30年9月11日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成30年9月11日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成30年9月11日 9時33分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成30年9月11日 13時58分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
4	田中良三	○	8	杉岡義信	○		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税 住 民 課 長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
	建設産業 課 長	石川久仁洋	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	7 番	松 本 俊 清		1 番	西 岡 良 祐		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

平成30年第3回笠置町議会会議録

平成30年9月11日～平成30年9月20日 会期10日間

議 事 日 程 (第1号)

平成30年9月11日 午前9時33分開議

- 第1 会議録署名議員
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 認定第1号 平成29年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第5 認定第2号 平成29年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第6 認定第3号 平成29年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第7 認定第4号 平成29年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第8 認定第5号 平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

開 会 午前9時33分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして申し上げます。

6月に発生しました大阪北部地震、また7月から9月にかけて発生した台風や集中豪雨、そしてこのたびの北海道地震により犠牲になられました方々とその御遺族に対しまして、深く哀悼の意をあらわしまして、犠牲となられました方々の御冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと思います。

皆さん、起立してください。

黙禱。

（黙 禱）

議長（杉岡義信君） お直りの上、御着席ください。

また、災害によって不自由な生活を余儀なくされています被害者の皆様に、心からお見舞い申し上げます。

さて、ことしの夏は体温を超えるような残暑日が続き、台風がたくさん発生するなど、異常な気候でありました。9月に入って暑さは少し落ち着いてまいりましたが、油断されませんよう申し添えます。

本日、ここに平成30年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。本定例会に提案されます案件について、慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜われますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） ただいまから平成30年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、松本俊清君及び1番議員、西岡良祐君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。会期は本日から9月20日までの10日間に決定しました。

議長(杉岡義信君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る7月20日、京都ルビノ堀川におきまして、京都府町村議会議員研修会が開催されまして、議員が出席をいたしました。私ども町村議会人は、地方公共団体の果たすべき役割の重大さを十分に認識し、地域住民の代表として地方自治の本旨に基づき、町村議会の責務と役割の重大さを自覚するとともに、地方自治の振興発展に尽くし、議員としての資質のさらなる向上及び情報収集を図る目的の研修でありました。

8月2日、平成30年度第2回京都府町村議会議長会議が京都府自治会館で開催されました。2025年日本万博博覧会の大阪・関西への誘致に関する決議について、大阪府政策企画部、万博誘致促進室担当職員から、万博誘致活動に関する概要説明を受けました。

8月28日、京都府町村議会議長会主催により府政懇談会が開催されまして、京都府知事を初め副知事、府幹部の御出席をいただき、各町村の要望を行いました。笠置町からは、災害時に対応できる強靱で広域的な道路整備等について要望いたしました。いつ起こるかかわからない異常気象による災害や懸念される南海トラフ地震などの大規模災害に対応できる強靱なインフラ設備の一つとして、国道163号の切山地区内の道路幅員拡幅や有市地区内における木津川浸水対策を初めとした国道などの道路の広域的な改善整備などについて、御支援をお願いいたしました。これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により、議員派遣を行いましたので、御報告いたします。

なお、議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 本日、ここに平成30年第3回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の出席を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

7月に西日本を襲った豪雨を初め、8月、9月とことしは多くの台風が発生し、各地で甚

大な被害が発生をいたしました。また、9月6日には北海道胆振東部地震が発生し、広い地域で崩壊等が発生しております。被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

当町におきましては、幸いなことに大きな被害は発生しておりませんが、まだこれからシーズンを迎える台風や洪水などの自然災害に対し、十分な注意と対策についていま一度確認する必要があると感じております。

それでは、町政の状況につきまして御報告させていただきます。

笠置いこいの館は4月から指定管理に移行し、4カ月が経緯しましたが、食の部分が大きく改善をされ、順調に推移していると報告を受けております。また、議員の皆様、住民の皆様に御心配をおかけしておりましたいこいの館のLED化工事の残金の支払いについてですが、当町の顧問弁護士からも指導をいただき、クレジット契約の内容に記載されていますように、西村個人で支払いをさせていただくこととさせていただきました。町民の皆様、議員の皆様には御迷惑をおかけしましたことに、深くおわびを申し上げます。

平成30年度の決算監査につきましては、8月1日、2日、6日の3日間、各課の監査をお願い申し上げます。町税等の未収金の取り扱いや不納欠損処分等の取り扱い等について、御指摘をいただきました。あわせて職員の資質向上、組織体制の強化等につきましても、御意見をいただきました。御指摘いただいた内容につきましては、速やかに対応していくよう指示いたすところでございます。

今回、今定例会に御提案申し上げます案件は、決算認定5件、承認1件、報告1件、議事案件は補正予算4件を含む6件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、認定第1号、平成29年度笠置町一般会計決算認定の件を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第1号、平成29年度笠置町一般会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

平成29年度笠置町一般会計の歳入総額15億9,199万6,709円、歳出総額15億4,135万5,251円、歳入歳出差引額5,064万1,458円、繰越明許費

として翌年度に繰り越すべき財源1,491万5,000円、実質収支額3,572万6,458円、地方自治法第233条の2の規定により、基金に繰り入れる額は1,800万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜わりますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） 平成29年度一般会計歳入歳出決算について、概要を説明させていただきます。

説明に入ります前に、配付しておりました決算書に一部不備がございました。御迷惑をおかけして申しわけございませんでした。今後このことがないように気をつけてまいりますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず歳入から説明させていただきます。

決算書の1ページと参考資料の2ページをごらんください。

説明に当たりまして、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を朗読して、説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

町税1億5,621万9,000円、1億6,438万8,743円、1億5,492万9,105円、47万5,139円、898万4,499円。

地方譲与税600万円、調定額、収入済額ともに602万8,000円。

利子割交付金23万円、調定額、収入済額とも27万円。

配当割交付金90万円、調定、収入済額ともに100万3,000円。

株式等譲渡所得割交付金20万円、調定額、収入済額ともに98万6,000円。

地方消費税交付金2,400万円、調定額、収入済額ともに2,274万2,000円。

ゴルフ場利用税交付金3,800万円、調定額、収入済額ともに3,505万3,748円。

自動車取得税交付金150万円、調定額、収入済額ともに247万1,000円。

地方特例交付金4万8,000円、調定額、収入済額ともに4万8,000円。

続いて、3ページをごらんください。

地方交付税7億5,088万7,000円、調定、収入済額ともに7億7,495万1,000円。

分担金及び負担金200万2,000円、258万2,670円、253万1,230円、5万1,440円。

使用料及び手数料1,529万7,000円、1,740万9,864円、1,335万5,858円、405万4,006円。

国庫支出金2億8,724万4,000円、調定額、収入済額ともに1億8,720万3,720円。

府支出金8,603万7,000円、調定額、収入済額ともに7,907万5,206円。

財産収入545万4,000円、調定額、収入済額ともに538万2,716円。

寄附金181万8,000円、調定額、収入済額ともに181万7,000円。

繰入金3,711万9,000円、調定額、収入済額ともに1,475万909円。

繰越金5,186万4,200円、調定額、収入済額ともに5,186万4,815円。

続いて、5ページになります。

諸収入6,054万2,000円、調定額、収入済額ともに6,293万6,402円。

町債2億6,169万7,000円、調定額、収入済額ともに1億7,459万7,000円。

歳入の合計は17億8,705万8,200円、16億556万1,793円、15億9,199万6,709円、52万6,579円、1,303万8,505円となります。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の7ページと参考書の資料4ページをごらんください。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の数値を朗読して、説明にかえさせていただきます。

なお、翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いたします。

議会費4,426万8,000円、4,407万3,126円、19万4,874円。

総務費5億2,580万8,000円、4億5,745万7,394円、1,640万3,000円、5,194万7,606円。

民生費4億8,536万7,200円、4億7,702万2,279円、834万4,921円。

衛生費1億4,828万2,000円、1億4,612万7,310円、215万4,690円。

農林水産業費 2, 676万8, 000円、2, 552万5, 645円、124万2, 355円。

商工費 6, 886万1, 000円、6, 697万1, 153円、188万9, 847円。

土木費 2億3, 882万6, 000円、9, 170万6, 453円、1億4, 031万4, 000円、680万5, 547円。

続いて、9ページをごらんください。

消防費 6, 198万円、6, 082万586円、115万9, 414円。

教育費 8, 155万6, 000円、6, 797万3, 710円、685万6, 000円、672万6, 290円。

公債費 1億81万1, 000円、1億66万3, 310円、14万7, 690円。

諸支出金です。1, 000円、ゼロ円、1, 000円。

予備費 88万円、ゼロ円、88万円。

災害復旧費 365万円、301万4, 285円、63万5, 715円。

歳出合計は17億8, 705万8, 200円、15億4, 135万5, 251円、1億6, 357万3, 000円、8, 212万9, 949円。

続いて、145ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額が5, 064万1, 458円、うち翌年度へ繰り越すべき財源のうち、繰越明許費が1, 491万5, 000円、それを差し引いた実質収支額は3, 572万6, 458円。地方自治法第233条の2の規定により、基金への繰入額を1, 800万円としております。

146ページ以降は財産に関する調書、151ページは、地方消費税交付金のうち社会保障の財源となる経費996万1, 000円の充当先を記載しております。

簡単でございますが、一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、監査報告を実施いたします。

意見書の朗読をもって監査報告にかえさせていただきます。

意見書

1、審査対象

- (1) 平成29年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 平成29年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

- (3) 平成29年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 平成29年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) その他関係帳簿及び台帳

2、決算審査日 平成30年8月1日（水）、2日（木）、6日（月）

3、出席者 町長、副町長、会計管理者、関係課長

審査の総括意見

平成29年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提出された関係書類と照合した。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、概ね適正なものであったと認めた。

当該年度の決算審査においては、適正な収支状況の確認はもとより、各種事務事業における業務の進め方について起案書や支出命令書などからその流れや状況及び在り方などを確認した。とりわけ、笠置町でも地方創生事業として様々な事業を取り組んでおり、当該事業に係る証書類等の監査も実施した。

当町は少ない職員数でさまざまな事業を実施していることもあり、その事業の内容によっては、複数の課にまたがって実施することもあるであろう。現在、そのような事業を行う場合は、町長以下、管理職全員を招集し開催する定期的または臨時的に行われている会議において、その事業内容の状況報告、実施に際して考えられる問題点などの精査・協議等がなされ、かつ、関連する課並びに職員の連絡・協力体制の構築並びに庁内の情報共有が図られ、事務が改善・強化されているものとして伺っている。職員1人1人の資質向上は勿論のこと、組織体制の強化、組織的な事業の実施に大いに期待したい。

また、例年、町税をはじめとする各種収入に対する未収金の取り扱い、そして不納欠損処分に至るまでの経緯や事務過程について審査をしているところである。日常業務に加え、法律に則った滞納徴収、滞納整理業務を行うことは大変な時間と労力を要し、かつ滞納者に応じたそれぞれの配慮までを考えた場合、その業務が占めるウエートは計り知れないが、税の公平性、公金負担の公平性を保つことは、即ち行政運営の大切な自主財源の確保につながり、そして何より自治体としての信頼確保であるという趣旨を鑑み、今後も引き続き納付者に対

して十分な理解をいただき、納付に対する意識向上に努められるよう願う。

そして、町の決裁権には専決処分が許されているが、緊急を要する場合など、その権限は極めて限定的なものであり、その枠を逸脱し、強制執行することは行政の信頼を著しく失うものであることは認識されていると思うが、本年度に執行した専決処分においては、議会で不承認となった事案があった。その意味を深く重んじ猛省していただきたい。併せてその事業の内容、執行状況等については再度確認し、より慎重かつ適正な執行に取り組んでいただきたい。

最後に、財政状況を示す様々な比率においては、近年、その数値上では10年前と比較して健全、もしくは健全な状態に近づいているように感じられるが、現在も収入面では国から交付される交付税に頼りきった行政運営を強いられている状況下であり、それは財政比率にも大きく影響を及ぼしている。その中で一般財源の確保は安易にできるものではないため、恐らく今後も行政運営は交付税、つまりは国頼みの状態にあることは間違いないと思われるが、10年後、20年後の笠置町のあるべき姿を想定し、行政として必要な施策を着実に講じていく必要性が有るであろう。そのため、事業実施に当たっては常に長期的な計画を持ち、真に笠置町に必要な事業選定に努め、年度毎の事業実施後もPDCAサイクルを関係機関との調整によって十分に機能・発揮させ、よりよい笠置町となるよう規律を持った対応を心掛けていただくことを強く望んで総括意見とする。

審査の結果

(1) 決算規模

平成29年度笠置町一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

表をごらんください。

(2) 決算収支

平成29年度決算額は、一般会計においては、歳入総額15億9,199万6,709円、歳出総額15億4,135万5,251円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は5,064万1,458円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業に必要な財源1,491万5,000円を除いた実質収支額は3,572万6,458円となり、単年度収支額は644万4,157円の赤字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額7億5,609万9,273円、歳出総額6億2,778万5,267円で、歳入歳出差引額は1億2,831万4,006円を計上している。

(3) 予算の執行状況

歳入は、一般会計・特別会計あわせて予算現額24億5,751万7,200円に対し、決算額23億4,809万5,982円で、収入率は95.5%となっている。

歳出は、一般会計・特別会計あわせて予算現額24億5,751万7,200円に対して、決算額21億6,914万518円で、執行率は88.3%となっている。

一般会計及び特別会計それぞれの執行状況は、次のとおりである。

表をごらんください。

(4) 財政状況等

一般会計

平成29年度における決算額は、歳入総額15億9,199万6,709円、歳出総額15億4,135万5,251円で、歳入歳出差引額（形式収支）として5,064万1,458円を計上している。また、翌年度に繰り越すべき財源となる金額1,491万5,000円を除いた実質収支としては3,572万6,458円の剰余金を計上している。

歳入での主な内容は、款毎で決算額が高い順に、交付税が7億7,495万1,000円（全体に対する割合48.7%）、次に国庫支出金が1億8,720万3,720円（11.8%）、町債1億7,459万7,000円（11.0%）、町税1億5,492万9,105円（9.7%）となっており、本年度の決算でも交付税が歳入面の大部分を占めている状況がうかがえる。

財政の健全化を判断する比率の1つとして経常収支比率がある。この比率はその地方公共団体の弾力性を示す数値であり、当該比率が低ければ低いほど臨時の財政需要に対して余裕を持つものとされているが、この比率の算出方法を見てみると、歳入として経常的に入ってくる一般財源に臨時財政対策債を加えたものを分母とし、経常的に支出している経費のうち、一般財源からの充当額を分子としてその商で算出されている。この算式の特徴上、臨時事業や投資的経費に一般財源を投入すれば、その分、分子が小さくなる傾向にあり、また、交付税はこの分母にある経常一般財源に当たり、交付税の増減によっても値は左右される。要するに、分母が増えれば、その分、値が小さくなり、結果、当該比率が好転する仕組みとなっている。

今年度の経常収支比率は97.9%となっており、昨年度の88.5%と比較すると比率上悪化が著しい状態を示している。比率が悪化した要因の1つは、交付税の28年度決算額が7億9,468万9,000円であり、1,973万8,000円の減額となったことも

理由に挙げられるが、一方で公債費が昨年度決算額と比較して995万4,561円増えていることも影響している。

平成29年度で発生している公債費は、当然に平成28年度以前に発行した地方債の元金・利子の償還金のことであるが、発行した地方債額は平成26年度で1億914万9,000円、平成27年度で1億1,026万5,000円、平成28年度には1億6,147万7,000円にまで膨らんでいる。当該地方債の充当事業の内容を確認せずに、単純にその額だけを比較し、財政運営上適正な発行であったかなどを判断することはできないが、経常的経費の支出増となることは否定できない。比較的交付税算入率が高い過疎対策事業債などの活用を図られているとは思いますが、事業の実施に際しては、十二分に精査していただき、長期的なプランも見据え、財政面を考慮しながら事業展開していただきたい。

また、事業の実施については、総括意見でも述べているとおり、各課の連携を図る必要のある事業も存在し、近年における地方創生事業はまさしく連携を要する事業が多く存在すると思われる。事業に関する公金の収支はもとより、起工伺いから入札による業者選定など、その事務の進め方についても審査したが、この連携を要する事業をはじめとする事務の進め方に関しては、定期的実施している月例監査の内容を踏まえて意見を付していきたい。

事業の進め方に際しては、複数課の業務担当職員が携わる場合、その担当職員同士で連携をとり、事業を進めていたとのことであるが、実際に合議をとるといった書面上の手続きを省略しているケースも見受けられた。そのため、起案書を一見するだけでは、所管課のみの立案・決済とも取れる状態となっていたため、その稟議の体制づくりについては月例監査でも指摘したところである。また、口頭による連絡・決済とし、その判断のみによって進められているケースもあった。

地方創生事業に関しては、笠置町としては新規となる事業をかなりのボリュームで平成28年度にも実施しているが、その業務の進め方、事務処理の進め方については問題点もあり、月例監査でもその都度、指摘をしてきたわけであるが、それに対し、組織的な事業の検討、適正な事務事業処理の徹底、職員の資質・能力の向上を図るとして改善策を出されたところである。その改善策の一環として、現在、町長以下、管理職全員を招集し、定期的または臨時的に開催される会議により、庁内における情報の共有や問題改善のための協議などがなされていると伺っている。その他、積極的な職員研修の受講などを通じて職員の教育を施されていると伺っており、今後の組織体制、組織体質、事務など、益々の改善・強化に期待したい。

また、事業の実施に際してはPDCAサイクル、即ち、P（Plan：計画）－D（Do：実行）－C（Check：評価）－A（Act：改善）といったサイクルを以って、行政単体だけでは無く、関係機関と協議・調整しながら事業を進めて行くということである。事業を終えれば事業完了とするのではなく、その事業が真に計画された目的を達成できているのか、できていないのであればどのようにすれば良かったのか、どのように改善していくのか等、その事業分析となる評価と改善に一層尽力されたい。

また、補助金の支出において、団体の運営補助として支出している場合があり、その補助金を支出する根拠は、本来、町が実施する必要のある事業や実施したい事業を、ある団体等に任せる、或いはその団体等によってはじめて事業履行が可能であるためとし、その趣旨に基づいて交付されているものと考え。そのような場合において、やはり公金によってその補助金が交付されてる以上、その団体から提出された実績報告書などの書類を単に確認するだけではなく、その支出先に対して、本来の目的が達成されているか否かを十分に審査や確認をすべきではないかとの必然性を感じており、再度、認識を深めていただきたい。

最後に、地方税並びに各種使用料の徴収及び不納欠損処分については毎年度着目して審査しているところであり、徴収事務等を進めるに際しては十分に納税者と折衝をし、行政運営において大切な財源であることなど、納付への理解を深めていただき、また、税に関しては、現在、滞納徴収業務を移管している京都地方税機構との連携を密にし、時間経過による安易な不納欠損処分とならないよう努めていただきたい。以上であります。

次に、健全化判断比率審査について報告いたします。

お手元の審査意見書をごらんください。

平成29年度健全化判断比率審査意見書

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

実質赤字比率、28年度－（バー）、29年度－（バー）、早期健全化基準15%であります。

連結実質赤字比率、これも28年度、29年度とも－（バー）であります。早期健全化基準は20%。

次に、実質公債費比率、28年度4.9、29年度2.2、早期健全化基準は25%であります。

将来負担比率、28年度－（バー）、29年度－（バー）、早期健全化基準は350%であります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、それぞれ赤字とならなかったため、「－」として表示。

（2）個別意見

①実質公債費比率について

事業に充当する地方債発行に際しては、交付税算入率の高い過疎対策事業債等の活用により当該比率の改善が図られ、昨年度と比較して2.7ポイントの減となる2.2ポイントとなった。しかしながら、当該比率は平成27年度、平成28年度、平成29年度の単年度における比率3カ年平均で求められており、単年度としてはそれぞれ平成27年度が1.34ポイント、平成28年度が2.59ポイント、そして平成29年度が2.68ポイントとしてここ近年上昇してきている。その原因としては、年々地方債償還額が増えてきており、そのためその償還に充てる一般財源を多く要していることにあり、当該比率は平成30年度より上がる方向にあるとされている。早期健全化基準である25.0ポイントと比較して、まだまだ下回っている状況にはあるが、当町の財政状況を鑑み、経常経費である公債費の適正化に努められたい。

②将来負担比率について

平成29年度の将来負担比率は「－」としており、当該比率で算定された数値上、表面上においては将来負担における心配が全くないように思われるが、この比率が良好である要因の1つは普通交付税が関与しており、いわゆる地方交付税法における笠置町の標準財政規模の算定によるものが影響していることを十分に認識されたい。また、当該比率の算定には基金残高も影響しており、基金の運用・活用も含め、今後も引き続き将来負担比率の抑制に努められたい。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

次に、資金不足比率審査について報告いたします。

最終ページをごらんください。

平成29年度資金不足比率審査意見書

1、審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率、28年度－（バー）、29年度－（バー）、経営健全化基準は20.0%であります。

資金不足比率が赤字とならなかったため、「－」として表示。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

以上で監査報告を終わります。

議長（杉岡義信君） この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時50分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので申し添えます。質疑はありますか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど西岡監査委員から講評というか、意見書のほうをいただきましたけれども、その4ページで要するに専決のこと、こういう審査をやる場合、会計決算なのに本当に異例なのか、特異なことが専決というの、普通余りこんなことはないと思うんですけども、異例ですね。だから本当に行政としてどう思っておられるのか。

そして、この太い冊子のこの間も委員会で言いましたけれども、商工観光128ページの

490万、観光課委託、そのうち400万はこれ本来なら専決処分やったわけ、去年の12月で。10月に土砂を河原にどんどん入れて。12月議会で、補正で出たわけですよ。これなんかは本来なら専決処分ですよ。私、この前も言いましたけれども。そのとき言いませんでしたけれども、本来ならあれは専決処分ですよ。私は以前から専決処分の関係については、いろいろなことを大分言っております。本当にいまだにこれ直っていないこと、監査でこういうことを指摘されていることは、本当に恥ずべきというか、ちょっときつい言い方しますけれども、私はそう思いますよ。

だからもう一度、地方自治法の179条の規定をしっかりと読んでいただいて、こういったことのないように。誰か答弁いただけませんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 昨年、専決をさせていただきました件につきまして、議会の皆様から不承認という指摘をいただきました。これにつきましては、いこいの館におけます水道料金、電気料金、また重油などの資金繰りができなくて、やむを得なく専決をさせていただいた経過でございますけれども、これは日常的な問題でありまして、緊急時に起こった事態ではございませんでした。そういう常日ごろの資金繰りというのが、現場との密接な連絡がとれなくて、こういうことになってしまったということにつきまして、深く反省をしております。これから専決処分をさせていただくに当たりましては、そういう緊急性があるかどうか、そういうこともしっかり吟味をさせていただきますして、専決処分という手段をとらせていただきたい、かように思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

これの9ページで公債費の関係ですけれども、やはり26年度から28年度を比べれば、もう5,000万ほどふえているわけです。だから将来的には考えたら、やはり公債費がこれだけふえるということは、町の地方交付税に頼っている行政として、歳入もだんだんこれから落ちてくるでしょう。将来的にはどういうふうに、やはり最終的に「長期的なプランを見据え、財政面を考慮しながら事業展開していただきたい」と書いておりますけれども、どういったことをこれから、そら歳出もこれから抑えなあかんでしょう。どういったことを考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問、お答えさせていただきます。

ます。

現在、大きな償還、数年前に一括償還もさせていただき、公債費のほうもかなり減ってきてはいたんですけども、ここ数年来の地方創生の事業であったり、大きな改修等も必要なこともありましたので、公債費は、また償還に係るものについてはふえております。猶予期間があるとはいえ、また30年度、31年度以降、元金償還が開始するものもありますので、公債費については段階的ではありますが、増加の傾向となっております。

起債につきましては、できるだけ過疎債を有効に活用しようとしていたしております。交付税として算入されることもございますので、できるだけそういう有利な起債の借入れを行いまして、財政的に大きな割合を占めないようなところで検討していきたいと思っております。これから事業の見直し等もかなり必要となってきました。地方創生につきましても、3年事業、5年事業というものが終了していき、残るのは起債だけということになるのも困りますので、有効にいろんな事業、それから補助金等も活用しながら、公債費のほうにつきましては、できるだけそういう形で抑えていきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、前田課長が過疎債ということをおっしゃったんで、ちょっと。

余り過疎債も、そら確かに有利なんですけれども、例えばこの前も通りましたけれども、いこいの館のことで1,200万のうちあれが過疎債になりました。今まででしたら基金でしたけれども。だからそれは確かに有利かわかりませんが、これはやっぱり後年度負担にどんどん来るわけですよ。結局同じことなんです。だからできるだけそういうふうなことも控えて、使えるところ、だからあのときは私、言いましたけれども、基金でやればいいと言ったんですよ。まだ1億何ぼ残っているから。だからあえてそんな借金までして、いこいの館にする必要性があったかどうかというのをいまだに疑問持っています。

またどうせあと1年あるから、来年そういう形となるかもわかりませんが、できるだけそういうふうに公債費の関係はふえないように、本当に歳出もこれから来年度予算に向けてしっかりとやっていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そして、この10ページで地方創生の関係でさらっと書いていますけれども、やはり事務処理の進め方については問題点もあり、月例監査でもその都度指摘をしているとなっていま

すけれども、指摘されたようなことは一、二点、重要なこと何かありませんか。指摘されたことは答えられるというか、監査で。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問について、個々の事案については所管課長が対応しておりますので、言い述べられませんが、大きな視点はやはり効果ということが、一般財源あるいは交付金を使いながら、その効果が十分にあらわれていないところが見られるというふうなところでの検証、いわゆる最近よく言われますP D C Aが回っていない。その回っていない中に、どういう実行性があったのかというところが、やはり監査委員さんの御指摘の本筋であったと。そこを反省して、これからどうやっていくかというふうなところの意見が本筋であったように思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ちょっとこちらから申し添えておきますわ。

答弁される方は大きな声で挙手願います。こちらから指名するような答弁の仕方は困りますんで。

ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

商工費の中の夏まつり事業助成金300万円、ことし30回目を迎えたという話なんですけれども、ことしクラウドファンディングを実施されました。僕が確認した時点では、支援、パトロンが6,000円、8,000円という世界でした。本当にこれ300万円まちが投資している事業に対して、一般の方々が8,000円しか投資が出なかったという事実です、これ。このまちの30年間続いているお祭りに対して、世間はクラウドファンディングで8,000円しか投資する価値がないと言ったんですよ。これ、どういうことですかね。お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

30年間続いてきた花火大会、毎年約300万と高額な補助を出しながら、一般の方にはことし初めて行いましたクラウドファンディングは、数千円であったということは私も確認しております。まず、そのクラウドファンディング、初めてということでありまして、やり方自体、町内外、その訴え方、見せ方、そういったものの勉強不足もあったということは否めません。今後、このまちの花火大会、やはり来ていただいている方には喜んでいただい

ている、そういうメッセージもいただいております。こういった方々に対しても、今後、続けるということになれば、毎年毎年このような高額な値段、行政が補助ばかりしていくというやり方ではなく、クラウドファンディングを初め、またほかの支援なども得ながらやっていくべきであると思います。

クラウドファンディングにつきましては、花火、夏まつりだけに終わるのか、夏まつりも含めた観光のまち、観光のイベントに関するクラウドファンディングとしてまた続けていくのか、そういったことら辺は検討していく必要がありますが、まずはやり方、見せ方、町が一体何をしたいがために、夏まつり、花火を上げていくのか、そういったところをもっと明確に打ち出していく必要があると考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

端的に30回を300万使っているわけです、まちは。それが勉強不足で8,000円しかパトロンが集まれへんかったと。そやけれども、僕たちも議会としてもそうですし、今まで商工会の青年部の部員としても、実行委員会のほうに参加させていただいたこともあります。その中でやっぱり変化が見られへんというのは、常々皆が声をそろえて言っていたことでもあります。それが当然の結果のようにも思えますし、そのときも毎年毎年寄附金を募っているはずですが。その寄附金ってたしか70万円ぐらいだったはずだと思うんですけども、その70万円をパトロンにあてがえばもっと反応が変わったはずですが。そういう戦略が練れないのに、なぜ恥の上塗りみたいなクラウドファンディングを行ったのか。

まち、ほんまに観光で盛り上げる気があるのかと。来ている人が喜んだ、そら花火見たら喜ぶんですよ。まちの人には何を潤せられたのか。最終的に笠置町というのは、観光でもってどんな提供価値をこのまちに見出すのか、その話が一切聞けへん。それがさくらまつりであっても、もみじまつりであっても、鍋フェスタであっても、このまちは誰に何を提供できるのか、そういう具体的な話、事業計画が1つも出てこない。原点回帰ですよ。

そもそも観光というものは何を人に与えるのか。まちに何を与えるのか。その議論がないままに、毎年毎年原資が投下される。それがおかしいことなんです。別に300万円、まちが投資したって、3,000万円に返ってくれば誰も文句は言わないんですよ。積極的投資というのはすべきなんです。それが投資に変わっていない。出費になっているんですよ。だから問題視されるんですよ。わかりますか。

1企業が300万円投資したら、3,000万円になって返ってくる可能性があるかとい

う夢が見られるから投資するんですよ。この投資になっていない部分はなぜ説明できないんですかと。でも、30回やっているんですよ。観光のまちやというまちが、300万円を30回投資しているんですよ。それで試みたクラウドファンディングで8,000円の投資しかなかったと。この市場の反応をどう考えているんですかという質問です。30回繰り返した歴史があるんですよ。継続は力なり、それがどういうふうに関後あらわれるのか。

課長の今の答弁では、僕の質問に対する交わしでしかないんですよ。もっと本質的な部分で、笠置の観光というものは本当にどういうところに魅力があるのか、そういうことを情熱を持ってお聞かせいただきたい。それに対しての投資ならしようと。住民自治側が声を高らかに言える、それが議会のあり方じゃないんですかね。そういう答弁を僕は求めています。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町の観光がどうあるべきかということが問われていると思います。単にたくさんの自然があつて、遊ぶフィールドがあつて、そこに来ていただいて、ほんで帰っていただく。たくさんの方々がお見えになって、帰っていただく。それではだめだというふうに考えております。やはりたくさん来ていただいている方々がここに魅力を持って、この方々がこのまちでお金を落として、このまちが潤う。そういった観光と産業、商工が一体化になったまちづくり、今現在、観光ビジョンというものを作成している途中です。笠置町の観光をどのような方向に向けていくのかという今、柱がなく、今まで観光に特化した計画というものがありませんでしたので、今それをつくりながら笠置の観光はどうあるべきかということにしております。

今現在、カヌーや、またボルダリング、トレッキング、先日もサイクリングの方々がいの館で車をとめられ、この界限を走っておられました。単に自転車で走って帰ってくるだけではなくて、笠置の町なかを走りながら、ガイドさんをつけながら、自転車のガイドツアーをしながら走っておられました。従前から笠置の観光があるけれども、観光のボランティアさんがいない、案内する方がいないというところの御指摘もございます。そういった歩く方々、自転車に来る方々、いろんな層の方々に対する訴え方、そういったこと、あと看板とか受け入れ態勢とか、そういったものを今年度、地方創生では最終の年度になりますが、それを今まで3年間続けてきたお金、それを活かして、今年度それを最終の形として、笠置でやはり来ていただいた方にお金を落としてもらう。経済を回していく。そういうことが笠置のこれからの観光に必要なことであると考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

皆さん、74ページを見てください。この委託料、広告宣伝費業務委託で699万9,696円、アウトドア観光プロモーション委託で93万3,520円、河川敷モデル体験企画事業で500万円、これだけ観光に使っているんですよ。夏まつり以外にも。そこに昨年はお茶の京都とも重なって、まだ鍋フェスでも600万円ぐらいのお金が投資されているわけですよ。それでまだ使うところからしたら、この先どうやってつくっていくんですか。

いつの年度で質問を聞いたとしても、今後つくります、今後つくります。いつできるんですか、笠置の地方創生は。いつ実践事業が継続的事业に変わるんですか。本当にチャレンジしているんですか。どこに向けて、誰に、何が。まだまだ使うんですか、お金を。いつまで出費するんですか。いつ投資に変わるんですか。もう投資は始まっているんですか。PDC Aサイクルという言葉がよく出ていますけれども、ほんまにそれ行われているんですか。

これ300万だけの話じゃないんですよ。ちょっとページめくれば、これだけのお金が使われているということ、すぐわかるんですよ。町長、これどう思われますか。これだけ原資を投下して、まだまちには使う場所が決まっていない、使うところがない、落とすところがない。なぜ、これつながらないのか。笠置町は幾ら投資したら、市場が反応するんですか。お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど来、いろんな意見が出ております。花火大会やいろんな意見が出ておりました。それに関しては、やはりそういう事業につきまして、何もこれやっているからこれことしもやる、そういうことではなくて、そういうやっていた事業につきましても、年々その時代のニーズとともに変わっていくべきだと思っております。やはり年、年、行わせていただくイベントにつきましても、その年のテーマや意義をしっかりとつかんで把握して、事業をこなしていく。そういうことが出資じゃなくて投資につながっていく、そのように考えております。

地方創生の事業につきましては、3年度または5年度に継続していく事業もございます。そういうことにおきまして、始めました事業につきましては、それを充実していくために横展開をしていく、そういう形態になっていると理解をしております。この投資した金額が翌年度、また2年後において必ず成果が出るような事業にしていかなければならない、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

皆さん、僕が言いたいことはよくわかりでしょうけれども、質問の答えになっているのか否かというところですよ。市場はどう反応するのか。それが2年後みたいなふわっとした話でしたけれども、実際これだけお金を投下するには、事業の計画というものがあって、費用対効果というものは考えるべき話じゃないですか。それがあれば、今これだけの種まきました、今これから芽がこの時期で出てくるはずですよ、次、このときで刈り取れるんです。その時系列があって、初めて事業というのは成立すると思うんです。

町長は当初予算があって、次、補正予算が組まれていって、最終的に15億か16億ぐらいの毎年笠置というのはお金を使っていくはずなんですよ。もうこれ決まったルーチンですよ。今後は地方創生が尻すぼみになっていけばいくほど、その15億、6億が小さくなっていく。でも、その時期に回収したからほかの予算が組めるんやみたいな話になってこなおかしいんですよ。国は笠置に何を投資しているんですか。

それを今まで僕が議員になってから、もう何回目の議会ですかね。毎回、同じようにつくります、つくります。種まきます、まきます。まき過ぎて根はられへんようになっているん違うんですか。いつ刈れるんですかという話ですよ、今。いつ実りが得て、刈り取れる時期に入るんですかと。それまで肥料をやり続けるんですか、原資は投下し続けるんですかと。そういう質問をしているんですよ。それを絶対成功裏に終えないといけない事業なんですよと、言うている時点で、何も中身のない事業なんですよ。町長、どうですか。

今、町長の僕に対して質問答えてくださった内容で、このまちに潤いがいつ見られるのか。そこをほんまに具体的に、こうやってお金は具体的に使われているわけですよ、1円単位まで。じゃ、まちは何円単位でこれ取り戻すんですか。半分戻ってきたらよしなんですか。それとも倍になったら成功なんですか。数ある地方創生の中で、笠置は何を成功事例とするのか。夏まつりだけの話じゃないんですよ。全てにこうやって事業の計画性がないんですよ。そこに気づいていただきたい。夏まつりがだめとか、事業がだめという話じゃなくて、中身がないのがだめなんですよ。笠置のゴールはどこなんですか。折り返し地点はどこなんですか。何のための積極的投資なんですか。そこをちゃんと答えてくださいよ。答えられないなら、答えられるようになりましょうよ。これで質問を終わります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

146ページの財産の調書なんですけれども、2点お聞きしたいんですけれども、公営住宅はどこがマイナスになったのか。どこの住宅が、この数字やったら1軒だけと思うんですけれどもどこか。それと、下のほうにその他の施設で、どんどん要するに寄附でもらったりとかいろいろありますから、そのたびにふえていると思うんですけれども。だから27年度からは1,739.61やったのが、29年度は2,949ですね。物すごいふえていますね。

これ何でこういったことを言うと、前から言っているように、寄附でもらった土地とか家屋なんかは、要するに固定資産税が入ってこないんですよ。逆に官から民にやるわけですよ。今どこの市町村でもこれから縮小時代を迎えているんで、本当に後世に負担がかからんように、例えば建物を古いのを潰していくとか、その土地を民に売るとか、そういったことを笠置町はやらなアカンんですよ。だから今逆に物すごくふえているんですよ。こんなことやっていたら、町税は入ってこないわ、そういうふうに維持管理費も要るわけですよ。今度3月までに笠置山線もできますけれども、あのまた草刈りの維持管理費も要るでしょう。そういった維持管理費も要るわけですよ。

だから、できたらもうこういったことはやめてほしい。逆に官から民に払い下げというか、昔そういうことはありましたけれども。今もあると思うんですけれども、官から民に払い下げて、例えば町営住宅これマイナス34.……このまま草ぼうぼうになっているのかどうか知りませんよ。見ていないから、どこか。そうするとこの34.何ぼ、一応、前に総務財政課長にも言ったことあるんですけれども、潰して例えばそこに駐車場になっているわけですよ。そのときに何で、例えばたとえ1カ月1,000円でも、我々も土地借りてお金払っているわけですよ。それは無料でええかどうかは別として、何でたとえ1カ月1,000円でも町税がないねんから、ちょっとでもいただくという、そういう姿勢、もうけることができなかつたら、そういうこと目線も考えてやっていただきたい。

本当にもう要らないものは潰して、更地にしてやっていかな、これ人口がどんどん減ってきたら財政もだんだん減ってくるから、大変な時代になってきますよ。だからこういったことはやめていただきたい。どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

財産に関する調書の中で公営住宅の減はどこなのかということで、その件につきましてお答えさせていただきたいと思います。

この公営住宅の場所につきましては、奥田住宅のほうでございます。奥田住宅のほうの木造住宅のほうを潰しまして、処分いたしまして、平地にしております。その後の雑草等の管理につきましては、今、年に2回住宅のほうの草刈りをやっておりますので、そういったことで周りに影響のないように管理に努めているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） それはいいんですけれども、後のその他の施設でふえるというたんを減らすという方向のことを指針なり、1点、答弁もraitainですけれども。やはりそういう官から民に、それと先ほど今、石川課長からもらいましたけれども、草刈り2回やっているという話ですけれども、その土地を民間の人に売るといふか、そういった方法も考えることはなかったんですか。その2点。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

本年度、つむぎてらすが完成いたしまして、増加の分は、木造といたしましてはその面積がふえてきております。つむぎてらすの建設の際にも、一応、計画といたしましては集約をしていくというところで、今後、まだ連合とは協議中ではございますが、中央公民館を廃止していく、それからまたスマイルセンターにつきましても、危険地域に隣接していることもありますので、そういうところで集約ないし除去というところで計画を持っております。

公共施設の総合管理計画というものを平成28年度で策定させていただきましたが、それに基づいてということではございます。その計画にも載せさせていただいたように、除去、廃止、それから集約というところで進めさせていただきたいと考えております。いつの時期にどうなるというところまでの年次計画というものは、なかなかまだ計画上上げておりませんが、先ほど言いましたように、つむぎてらすを建設いたしまして、包括支援センター、それから学童、放課後児童クラブ、そちらが向こうに集約されております。今後、産業振興会館、中央公民館のあり方についても連合とも協議しながら、集約、また用途の変更ということを考えていきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

公営住宅の空き家の除去につきましては、木造住宅であってももう住むことができないような住宅につきましては、計画的に除去していき、撤去していきというような計画を持ってお

ったところなんです、そういったところの中で、言われていますような駐車場でありますとか、また新たな住宅を建設するとか、いろんな方向性を考えておったところではあるんですが、この除去事業というのは28年度繰り越しのものでございまして、交付金を使った空き家の除去を行っております。そういった中で、29年度から国のほうで次の新たな住宅を建てる具体的な計画のないものについては、空き家の除去は交付金の対象としないというようなことになりまして、これ28年度繰り越しですので、何とか29の分として実施することはできたんですが、これからちょっとそれが計画的に進めていくことができなくなったような状況でございます。

そういった中で、当初はいろんな考えも、議員言われるような駐車料金とか、そういうのを取ってというところまでは、考えるのは至ってはいかなかったわけなんです、そういった次の利用というのを考えた上での除去を検討しておったところなんです、こういった空き家の除去ということにつきましてもいろいろ経費がかかり、それが交付金で見られないという状況の中で、今そういうとまっているような状況になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

1つだけちょっとお聞きしたいんですけども、ページ数の74、76の中に委託料というのをざっと計算すると、これは大まかなんですが、3,700万円ほど出金していますね。これはこれでいいんですけども、この中で特に76の笠置蘇り物語というのに約500万ほど使われていますが、こういう使われている成果は、一応どういうぐあいになっているのかなと思います。観光観光というようなことで話は出ているんですけども、本当に観光に向かってやっていかれているのかという疑問を感じます。

そこで、これはもう一応監査を通っていますんでいいんですけども、1つお聞きしたいんですけども、笠置駅前の産業振興会館の石垣に笠置のPRの時代絵巻があったと思うんですけども、あれ今ないんですけどもどうなったんですか。どこに保管されているんですか。それとも、笠置が、坂本議員が言うたように、観光でやっていくというような形になれば、あれは再考しないんですか。どうなっているんですか。それだけちょっとお聞きしたいもので、質問させてもらいました。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

駅前にありました笠置縁起の絵巻の件でございますが、設置後、長年たちまして、色が落

ちかけてきている、字がちょっと読みにくくなってきているということと、あとそこで道を広げるということもありまして、あの絵巻物につきましては撤去という形になっております。撤去してそのままにしておくのかということですが、今年度、笠置の駅前及び町内に観光に関する看板も古くなってきている。その看板を新しくする。また、いこいの館を中心に、観光の機能をいこいの館に持ちまして、また絵巻物とは違いますが、また違った形で笠置の観光を来ていただいた方にできるだけわかりやすく見てもらうようなしつらえを、1階の建物の中にしつらえるということを今年度実施させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、一応修理というような形になって、これやるんですか、やらないんですかという質問です。そこで、監査の通った中に、広告宣伝業務委託という形で699万9,000円ほどかかっているんです。だからもし古くなって悪くなったときの金と違うんですか、これは。何に使われているんですか。その点ちょっと疑問に感じますので、教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

委託料699万9,696円、広告宣伝業務ということ、この事業の中身につきましては、笠置いこいの館を改修した、そちらのほうのいこいの館の宣伝広告という中の費用でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第1号、平成29年度笠置町一般会計決算認定の件について、反対討論を行います。

給食費の無償化を実施し、中学校給食の無償化につながる役割を果たしたことは大いに評価をいたします。しかし、一方で身体障害者4級までの通院、入院を無料にする補助は所得制限を設け、福祉を後退させました。財政が厳しいという一方で、赤字経営が続くいこいの館には多額のお金をかけ、またJRの駅舎の改修など、JRが本来負担すべきものをまちが

負担しているなど、暮らしのほうには冷たい一方で、暮らしに直接かかわらないところにはお金をかけている、こうした姿勢が目立ちます。町長は住民本位ということを言われていたと思いますけれども、やはりもっと暮らしに目を向けて、本当に住民の方の生活を支え、そうしたことが大事ではないでしょうか。

また、古民家再生事業など、個別の事業でも失敗した事例もあります。さらに、つむぎてらすについては、道路の拡幅ができない状況も生み出したり、個々の事業でも大変粗雑さが目立ちます。そのことを指摘いたしまして、反対討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

もう向出議員のおっしゃることはまことですよ。これが積極的に投資に変わる瞬間、僕はこれを見てみたい。国・府・まちが今まで本当に多額の投資をしてきている。それを本当、住民、議会、行政が1つになって、このお金のあり方をやっぱり問う時代がこれから来るんですよ。本年度もう始まっているんですよ。3年計画の事業が次々に終わっていく。その次の成果というのは、自分たちで出していかなあかん。今回、僕がこの決算書を見たときに話しさせてもらったことも、全て本当ですよ。それに気づいたときには、皆、責任持つんですよ。次の結果をどう見出せるかというのは、これみんなの仕事なんですよ。行政だけの責任ではないんです。

この結果を踏まえて、じゃ行政は次に何をできるのか。どう僕たちにどきどきわくわくさせてくれるこの笠置町という会社を築いていってくれるのか。社員1,300人足らずの会社なんてぎょうさんあるんですよ、世の中には。じゃどうやって自走していけるかというのを本気で行政任せにせず、一緒になって考えていかないといけない。そういう答え合わせだったと思います。この僕の思いを本当、行政職も町民の方も議会も酌み取っていただいて、あすへの希望、投資だ、そう言えるように願って、今回、賛成討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成29年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して挙手のしない者は反対とみなします。

認定第1号、平成29年度笠置町一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第1号、平成29年度笠置町一般会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、認定第2号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第2号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

平成29年度笠置町国民健康保険特別会計の歳入総額3億5,188万6,019円、歳出総額2億5,094万9,175円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1億93万6,844円となっております。よろしく御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） 平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

また、説明に入ります前に、お渡ししておりました参考資料の一部ページが飛んでおりました。申しわけございません。本来、国民健康保険に関するページ、4ページとするところを5ページとなっております。たび重なる不備で申しわけございません。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料の5ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び不納未済額の数値がゼロの場合は、割愛させていただきます。

国民健康保険税3,358万円、4,027万440円、3,330万6,950円、14万8,700円、681万4,790円。

使用料及び手数料1万円、調定、収入済額ともに3万4,600円。

国庫支出金5,168万3,000円、調定額、収入済額ともに4,308万344円。

療養給付費交付金477万1,000円、調定額、収入済額ともに257万8,000円。

前期高齢者交付金8,272万8,000円、調定額、収入済額ともに1億1,961万7,243円。

府支出金 1, 345万5, 000円、調定額、収入済額ともに2, 815万1, 378円。
財産収入 2万円、調定額、収入済額ともに2, 608円。

共同事業交付金 5, 910万1, 000円、調定額、収入済額ともに4, 684万
4, 484円です。

繰入金 1, 308万7, 000円、調定額、収入済額ともに1, 297万5, 909円。

繰越金 1, 906万7, 000円、調定額、収入済額ともに6, 392万77円。

諸収入 12万7, 000円、調定額、収入済額ともに137万4, 426円。

3ページをごらんください。

歳入合計 2億7, 762万9, 000円、3億5, 884万9, 509円、3億
5, 188万6, 019円、14万8, 700円、681万4, 790円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の5ページと参考資料も5ページをごらんください。

総務費 193万1, 000円、187万7, 107円、5万3, 893円。

保険給付費 1億8, 182万1, 000円、1億5, 762万3, 447円、
2, 419万7, 553円。

後期高齢者支援金等 2, 297万8, 000円、2, 296万9, 417円、
8, 583円。

前期高齢者納付金等 8万9, 000円、8万4, 948円、4, 052円。

老人保健拠出金 2, 000円、618円、1, 382円。

介護納付金 861万1, 000円、861万207円、793円。

共同事業拠出金 5, 284万8, 000円、5, 284万5, 508円、2, 492円。

保健施設費 189万3, 000円、156万1, 565円、33万1, 435円。

決算書の7ページをごらんください。

基金積立金 502万円、500万2, 608円、1万7, 392円。

公債費 5万9, 000円、ゼロ円、5万9, 000円。

諸支出金 37万7, 000円、37万3, 750円、3, 250円。

予備費 200万円、ゼロ円、200万円。

歳出合計は 2億7, 762万9, 000円、2億5, 094万9, 175円、
2, 667万9, 825円。

決算書の最終ページ、33ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額1億93万6,844円、実質収支額も同じく1億93万6,844円です。

簡単でございますが、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審議の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、国民健康保険特別会計について、監査報告をいたします。

平成29年度における決算額は、歳入総額3億5,188万6,019円、歳出総額2億5,094万9,175円で、歳入歳出差引額1億93万6,844円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税3,330万6,950円（9.5%）、前期高齢者交付金1億1,961万7,243円（34.0%）、共同事業交付金4,684万4,484円（13.3%）、国庫支出金4,308万344円（12.2%）、府支出金2,815万1,378円（8.0%）、療養給付費交付金257万8,000円（0.7%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が1億5,762万3,447円と歳出全体の62.8%を占め、共同事業拠出金5,284万5,508円（21.1%）、後期高齢者支援金等2,296万9,417円（9.2%）となっている。

国民健康保険特別会計は、前年度繰越金が6,392万777円とし、本年度の剰余金が1億93万6,844円となっている。当該保険制度上、流動的な要素が多分にあり、医療費の増減については予想が立てにくく、不用額が出ることは致し方ないものと推察できる。また、この剰余金は、急激な保険給付に対応することを理由に、財政調整基金に多額を積立することなく次年度に繰越ししてきたものだと思われる。近年、5,000万円から6,000万円を次年度の当該会計における一般財源繰越金として歳入計上されてきたが、今年度はとりわけ金額が大きくなった。増額となった理由は、前期高齢者交付金が昨年度と比較して増額交付されたことなどがあげられ、次年度において若干の返還を要するとのことであるが、当該会計においても今後の安定的な財産運営を可能とするため、次年度においてはこの剰余金を基金に積み立てるなど、運用を図られてはどうかと考える。

一方、我が国の国民皆保険制度を支える国民健康保険において、この経済不況の折、保険税の徴収を確保することは非常に厳しいものとなっている。当該会計は収益を目的とするものではなく、地域住民の医療を保障し、住民の福祉を増進する目的のものであるため、国民

健康保険事業の健全な運営上、税収の確保が非常に重要であり、かつ基盤となっている。

そのような中、今年度における国民健康保険税の収入未済額は681万4,790円と、年々、その未収金額は下がってきており、また、徴収率も昨年度の80.4%から82.7%へと徐々に上がって来ていることから、その努力が反映されているものとする。これからも保険税の徴収には納税者へのその相互扶助制度と期限内納付を十分に理解いただき、滞納分の徴収については京都地方税機構と連携を図り、一般税同様、今後もその徴収業務に努力されたい。

また、診療報酬明細書などによる医療費の動向には常に留意するとともに、医療費の抑制を図るためにも特定検診・保健指導をはじめとする予防保健事業の実施に工夫と検討を加え取り組み、さらなる厳しい状況を想定し対処していただきたい。以上です。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時02分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第2号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について、反対討論を行います。

国保については都道府県単位化が進められ、京都府に一本化がされました。実際の事業は町が行いますが、京都府の意向により左右される面が大きくなっており、まちの裁量の縮小につながるのではないのでしょうか。一方で、一般会計繰り入れ廃止の議論もされており、今後、保険料の大幅引き上げも懸念がされます。これまで国は国保への財政援助を減らしてきました。国保だけではなく、介護など福祉全般が負担増を進められる中で、国保だけが今後とも保険料が維持されるとはとても考えることができません。

また、どこかの負担が減れば、どこかの自治体がふえる、そういう仕組みではないのでしょうか。こうした形で笠置町の負担が減っても、結局どこかの負担増によってなされている

のであれば、大変問題だというふうに考えます。やはり根本的には皆さんの負担軽減のためにきちっと国が財源保障もして、国保を厚くしていくことが必要だと考えます。

以上を反対の理由として討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから認定第2号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

認定第2号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第2号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第6、認定第3号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第3号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

平成29年度笠置町簡易水道特別会計の歳入総額6,885万7,558円、歳出総額6,329万9,955円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに555万7,603円、地方自治法第233条の2の規定により、基金に繰り入れる額は280万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件について、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） それでは、平成29年度簡易水道特別会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料のページ番号6をごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額の数値を朗読して、説明

にかえさせていただきます。

なお、収入未済額の欄がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

分担金及び負担金 20万5,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

使用料及び手数料 3,120万9,000円、3,568万6,040円、3,460万1,202円、108万4,838円。

財産収入 2,000円、調定額、収入済額ともに1,023円。

繰入金 3,245万6,000円、調定額、収入済額ともに3,245万6,888円。

繰越金 179万8,000円、調定額、収入済額ともに179万8,364円。

諸収入 1,000円、調定額、収入済額ともに81円。

歳入合計 6,567万1,000円、6,994万2,396円、6,885万7,558円、108万4,838円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の3ページと参考資料、同じくページ番号6をごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の数値を朗読して、説明にかえさせていただきます。

総務費 1,364万6,000円、1,360万1,695円、4万4,305円。

衛生費 2,507万1,000円、2,284万5,177円、222万5,823円。

公債費 2,685万4,000円、2,685万3,083円、917円。

予備費 10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計 6,567万1,000円、6,329万9,955円、237万1,045円。

続いて、決算書の最終ページの15ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額 555万7,603円、実質収支額も同じく555万7,603円、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額を280万円計上しております。

以上、簡易水道特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、簡易水道特別会計について監査報告をいたします。

平成29年度における決算額は、歳入総額 6,885万7,558円、歳出総額 6,329万9,955円で、歳入歳出差引額 555万7,603円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が 3,460万1,202円（50.3%）、一般会計と基金からの繰入金が 3,245万6,888円（47.1%）となっている。

歳出の主な内訳は、公債費が2,685万3,083円(42.4%)、衛生費が2,284万5,177円(36.1%)となっている。

当該会計において、水道料金が公営企業としての収入源となるが、一般会計からの繰入金3,144万9,000円の内、人件費等財源補填、起債償還財源補填として併せて1,680万1,000円を基準外として繰り入れている。

簡易水道事業会計において、一般会計から繰り入れられる基準が有り、例えば、建設改良事業に係る地方債を発行した場合、後年度の元利償還金において、資本費負担の軽減を図る観点から、一般会計からその額の2分の1を繰り入れるとして地方公営企業繰出金に定めがある。しかし、実際にはその基準を超えて繰り入れており、その起債償還に充当している状況にある。

そもそも人口規模が少ない町における給水量の少なさに加え、更なる人口減少等に伴い、供給量が減ってきている状況下であり、安易に水道料金の引上げを行うことで公営企業としての独立採算制を見込むことはかなり難しい。また、供給人口が少ない場合であっても、水道水の供給は住民の生活のライフラインであることから、給水施設の安定した管理・運営を行うところは当然であり、それを保つために実施する施策は、収入規模に見合っただけで省略することはできず、一定の経費がかかるものである。更には、整備を終え相当年経過している施設でもあり、今後、当該施設の改修・修繕も見込まれるところである。従来から料金確保対策や歳出削減策を、少ない職員体制の中で努力されており、更なる増収並びに支出削減は困難を極めることと思われるが、経営方針を明確にした中で、能率的かつ効率的な経営基盤を模索し、健全な運営に努められたい。以上です。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

これの認定の件の2ページのところに、収入未済額なんですけれども、108万4,838円とありますけれども、28年度は118万だったかな、2,650円と。水道料金の債権の消滅時効というのは2年と聞いておりますけれども、そうですね。2年ですね。だから地方税機構へいく5年とはまた違うんですけれども、2年ということはあつという間で、この債権を回収というのはどのように手だてされているんですか。やはり大きな額なんです。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

水道料金は使用料でございます。先ほど申されましたように、民法上の時効とされているのは2年とされておりますが、税のようにこれがたったからといって、自動的に行われるものではなく、また使用料は地方税機構のほうでは担当しておりませんので、町のほうで行っております。自動的には時効というのは発生しないようなことになっております。御理解いただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

地方税機構へいくの、いかへんの、それはわかっているんですよ。だからこの債権を回収するのに、どういうふうに手だてをされているかと。やっぱり大きい金ですよ、これ。最小は1, 300円台やったかな、そうやったと思うんですけども。それに対したらこれ大きい金なんで。毎年100万余りの金が、これ2年過ぎたらもう債権が消滅するのかなと思って。その辺をお聞きしたかったんですよ。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 申しわけございません。回答が漏れておりました。

債権といいますか、未収金につきましては、滞納分も含めまして継続的に収納していただけるよう、督促であったり訪問であったり、職員のほうが集金もしくは督促状等の送付を行った上で、収納していただけるように取り組んでおるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、2年過ぎてもそういう催促されるということですか。でもないんですか。もう切れたやつは、もうそれはやれないということですか。その辺は。消滅期限が2年ということなんで。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

民法上、2年とされておるところなんですけれども、時効が成立しているわけでもありませんし、不納欠損で落としているわけでもありませんので、使用料につきましては、滞納分から順々に払っていきたいと言われる方も当然おられます。そういった中で税ではありませんけれども、収入の公平性を来す中で、水道のほうは不納欠損も今行っておりませんので、そういった中で徴収はさせていただいておるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

水道メーター検針、ことしも多分予算化はされていたと思うんですけども、これが一向に具現化できていない理由は、課長、どこにあるんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

水道のメーター検針、昨年度も予算化させていただいて、途中で減額させていただいたところでございます。理由といたしまして、委託料金が少ないのかということもありまして、29年度から30年度にかけては、1件当たりの委託料金を上げさせていただきました。啓発が少ないのかということもありましたので、29年度は通常の募集しかできていなかったんですが、30年度に向けまして2月に防災無線、それから3月から毎月、広報連携のほうで掲載させていただいております。9月に入りまして皆さんもごらんいただいたかと思うんですが、これまで笠置町内とさせていただいておったんですが、今回からは東部3町村の方を対象にした中で募集をさせてもらっております。

全く反応がないということではないんですが、二、三、募集について質問が、電話がという形であったことはあったんですが、今のところ委託に至っていない。なかなか理由というのが他の市町村に聞かしても、なかなかそういうやってこられる方が少ないんやということもお聞きしております。そういった中で拘束時間は少ないですけども、集中的にその仕事を、月の終わりに1日、2日で検針一気に回ってしまわなあかんというようなことを具体的に考えますと、なかなかしんどいのかなと。そういう仕事の面でもしんどいのかなということで、具体的な理由というのはなかなか考えられていないわけなんですけど、費用面とか、仕事の集中度とかなかなか応募いただけないような理由になるのかなというように、私は考えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 予算化する以上、やっぱりそこに対して努力することも必要ですし、職員の負担軽減はもちろんのこと、じゃ原因がわかった後にはどういうまたアクションが起こせるのか、それを課の中でやっぱりもみ合いながら、もっと見える化が必要なのか、メーター検針がどういうものかということが一般の人にはなかなか見えないのか、重労働に思われるのか、それが時間がタイトだからできないのかという理由に行き着いたのであれば、その改善方法なり、予算計上する上でやっぱり努力されることを切に願いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 引き続き努力させていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど監査委員から説明いただいたところ、14ページの最後のほうに、要するに整備を終え相当年経過している施設とか、それから施設の改良・改善が見込まれると。やはりライフラインが途切れる今の台風とか災害が異常なんですけれども、テレビなんか見ているとやっぱり水道、ライフラインが大変ですけれども、こういう修繕整備とか、これは計画立ててやっぱりやられているんですか。前、お聞きしたけれども、水道管の耐用年数はたしか40年とかお聞きしましたけれども、その辺もう過ぎていたりも多分あると思うんです。多分というか、わからないですけれども、そこにそういうことも踏まえて書いてあるんかわかりませんが、その計画性はどうかです。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的な何々計画に基づいて、長寿命化計画に基づいてというような分については、ちょっと現状を把握していないところなんです。水道管が使用年度を過ぎていくということは当然なことではございまして、それぞれの設置年度に基づいて、それぞれ設置していっていると。しかしながら、笠置浄水場でありましたり、有市であったり、飛鳥路であったり、東部であったり、いろんな施設がございまして、その中にはさまざまな機器がございまして、そういったものにつきましては、さすがに耐用年数が過ぎたからといって、即座に循環できていることではございません。修繕して可能な範囲で使用していると。そういった中で、いろいろな修繕なり、故障とかいうのが発生しているのは現状でございまして。

機器につきましては、そういう形で可能な限り使用はさせていただいておりますけれども、水道管につきましては、耐用年数が過ぎるとかということは現状ないように把握しておりますし、決してないように努めていきたいというふうに考えております。以上でございまして。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

認定第3号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、認定第3号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、認定第4号、平成29年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第4号、平成29年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

平成29年度笠置町介護保険特別会計の歳入総額2億6,895万9,965円、歳出総額2億4,758万3,174円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2,137万6,791円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） 平成29年度介護保険特別会計歳入歳出決算について、概要を説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料のページ番号7をごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を朗読させていただき、説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしく御願申し上げます。

保険料4,570万7,000円、4,835万8,790円、4,590万

1, 730円、245万7,060円。

使用料及び手数料1,000円、調定額、収入済額ともに3,600円。

国庫支出金6,139万1,000円、調定額、収入済額ともに6,873万8,809円。

支払基金交付金6,756万6,000円、調定額、収入済額ともに6,470万1,686円。

府支出金3,703万2,000円、調定額、収入済額ともに3,747万8,550円。

財産収入1,000円、調定額、収入済額ともに14円。

繰入金3,446万8,000円、調定額、収入済額ともに3,290万6,774円。

繰越金1,269万2,000円、調定額、収入済額ともに1,777万4,070円。

諸収入129万9,000円、調定額、収入済額ともに145万4,732円。

決算書の3ページをごらんください。

歳入合計2億6,015万7,000円、2億7,141万7,025円、2億6,895万9,965円、245万7,060円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の5ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越金、不用額の欄の数値を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

翌年度繰越金の欄についてはゼロ円ですので、割愛させていただきます。

総務費187万1,000円、178万8,900円、8万2,100円。

保険給付費2億3,849万円、2億2,769万2,255円、1,079万7,745円。

地域支援事業費1,361万2,000円、1,294万9,854円、66万2,146円。

基金積立金1,000円、10円、990円。

公債費3万円、ゼロ円、3万円。

諸支出金515万3,000円、515万2,155円、845円。

決算書の7ページをごらんください。

予備費100万円、ゼロ円、100万円。

歳出合計2億6,015万7,000円、2億4,758万3,174円、1,257万

3, 826円。

決算書の最終ページ、31ページをごらんください。

実質収支に関する調書です。

歳入歳出差引額2, 137万6, 791円、実質収支額も同じく2, 137万6, 791円です。

以上、介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、介護保険特別会計について監査報告をいたします。

平成29年度決算額は、歳入総額2億6, 895万9, 965円、歳出総額2億4, 758万3, 174円で、歳入歳出差引額2, 137万6, 791円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料4, 590万1, 730円（17.1%）、国庫支出金6, 873万8, 809円（25.6%）、支払基金交付金6, 470万1, 686円（24.1%）、府支出金3, 747万8, 550円（13.9%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が2億2, 769万2, 255円（92.0%）、地域支援事業費は1, 294万9, 854円（5.2%）となった。

当町では65歳以上の人口が約4割を超えるほど高齢化が進んでいる。このため老々介護や家族だけで介護を行うことが困難である状況が進んでおり、家族及び高齢者の大きな不安要素となっているのが実状である。介護保険制度が安定した制度として維持していくためにも、本年度竣工した施設であるつむぎてらすをはじめ、各施設を存分に活用していただき、介護予防事業や健康づくりの取り組み事業の充実を図られるよう希望する。

なお、当会計を支える第1号被保険者についての保険料の収入未済額は245万7, 060円となった。平成27年度における収入未済額は144万9, 390円、平成28年度は200万8, 090円とし、年々その額は増加している。保険料はサービスを提供する貴重な財源であることから、未納者に対し制度の説明と理解を深めていただき、徴収の促進に一層努力されたい。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第4号、平成29年度笠置町介護保険特別会計決算の件について、反対討論を行います。

国は要支援の方を介護保険の給付から外して、新総合事業ということで、地域の安上がりのサービスへ移行する方向を進めてきました。しかし、本来は財源の保障もきちりとして、介護保険でしっかりと介護給付を受ける、それを樹立させていくことが大事ではないでしょうか。こうした流れについて反対を表明して、討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから認定第4号、平成29年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

認定第4号、平成29年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第4号、平成29年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、認定第5号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第5号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計の歳入総額6億6,039万5,731円、歳出総額6億5,095万2,963円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに44万2,768円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） 平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料のページ番号8をごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納未済額、収入未済額の欄の数値を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

後期高齢者医療保険料 2, 265万9, 000円、2, 228万2, 492円、2, 191万443円、1, 400円、37万649円。

使用料及び手数料 5, 000円、調定額、収入済額ともに4, 500円。

繰入金 4, 369万4, 000円、調定額、収入済額ともに4, 317万9, 671円。

繰越金 11万円、調定額、収入済額ともに80万8, 034円。

諸収入 53万4, 000円、調定額、収入済額ともに49万3, 083円。

歳入合計 6, 700万2, 000円、6, 676万7, 780円、6, 639万5, 731円、1, 400円、37万649円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の3ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読させていただき、説明にかえさせていただきます。

総務費 25万8, 000円、7万8, 056円、17万9, 944円。

後期高齢者医療広域連合納付金 6, 600万6, 000円、6, 538万6, 455円、61万9, 545円。

諸支出金 13万7, 000円、4万5, 782円、9万1, 218円。

保健事業費 50万1, 000円、44万2, 670円、5万8, 330円。

予備費 10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は 6, 700万2, 000円、6, 595万2, 963円、104万9, 037円。

決算書の最終ページ、13ページの実質収支額に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額は 44万2, 768円、実質収支額も同じく 44万2, 768円です。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、後期高齢者医療特別会計について監査報告をいたします。

平成29年度決算額は、歳入総額6,639万5,731円、歳出総額6,595万2,963円で、歳入歳出差引額44万2,768円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料2,191万443円（33.0%）、一般会計からの繰入金4,317万9,671円（65.0%）となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が6,538万6,455円と全体の99.1%を占めている。

当該会計における保険料の普通徴収分の不納欠損額として1,400円を計上している。他の会計同様、債権徴収についてはその趣旨を十分理解し、高齢化の進む当町としては当該会計も後期高齢者にかかる医療費の増減のため、不確定要素によって左右されるという流動的性質が多分にあるとは思われるが、保険料については督促状の発布等、滞納額が増加しないように徴収され、効率的な財政運営を図ることを期待する。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第5号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、反対討論を行います。

この制度は75歳以上の特殊な状況というものに鑑みて、特別に医療を厚くしていく、そういう趣旨で制定をされました。しかし、実際には保険料は上がり続けてきて、被保険者の方の生活は苦しくなるというのが実態です。平成29年度からは所得の状況等に応じて、特別に保険料を軽減してきた特例軽減の段階的廃止も始まり、ますます高齢者の暮らしは圧迫されるばかりです。本来はやはりもっと国が手厚く財源の保障もして、生活の実態に見合った形で進めていくべきではないでしょうか。京都府の被保険者の方の所得状況、大変悪い、大変低い方が多いのも実態であります。やはりこの制度を廃止して、本来の後期高齢者の方が安心して暮らしていける医療制度の充実を求めて、反対討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから認定第5号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

認定第5号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第5号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月14日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後1時58分